

## 山岳環境保全対策支援事業について

「山岳環境保全対策支援事業」は、山岳環境の保全及び登山利用者等の安全確保を図るため、条件不利地の民間の山小屋等が公衆トイレとしての役割も担う環境配慮型排水・し尿処理施設の新設、増設に対して、国が直接民間事業者に補助するものです。

事業者となる民間山小屋等事業者の皆様には、本事業の実施に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同施行令、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱、山岳環境保全対策支援事業実施要領等を遵守していただくこととなります。

### 【山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱関係】

#### 1. 「第 21 条 財産の処分の制限」について

本事業で整備する施設の処分の制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」を勘案して定められた環境省告示の別表にある建物付属設備の衛生設備として 15 年に該当いたします。

15 年を経過するまでの間は、交付の目的外の使用、取り壊し、担保に供することなどについて、環境大臣の事前承認が必要です。

### 【山岳環境保全対策支援事業実施要領関係】

#### 1. 「2 事業者の要件」について

- (1) 本事業の補助対象地域は、国立公園、国定公園内のみです。
- (2) 「一般車道で到達できない等の条件が著しく不利な場所」とは、「4 交付の対象となる事業の要件（1）②」において定められ、「車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が著しく不利な場所」としてあります。

#### 2. 「3 補助対象施設の定義」について

- (1) 「環境配慮型排水・し尿処理施設（携帯トイレブース等を含む）及び周辺整備」とは、処理施設本体（搬送設備を含む）の他、便器等のトイレ施設（仮設トイレを含む）、トイレの上屋及び関連設備（換気扇やトイレを稼働する発電施設を含む）、紙等の分別設備等です。なお、山小屋の屋内トイレ、屋外トイレ（テント場含む）の新築・改築とも対象となります。
- (2) 「廃棄物の分別・処理施設」とは、生ゴミ処理機、空き缶処理機その他廃棄物の処理、運搬に資する設備等です。ただし、焼却炉についてはダイオキシンの発生を抑えたものが対象となります。
- (3) 「給水施設」とは、上記（1）に付随して必要な沢や貯水池からの水を配水する関連施設です。

#### 3. 「4 交付の対象となる事業の要件」について

- (1) 「5（1）③ 一般登山者へ解放する等により、公共的な役割を担うもの」について本事業により整備した施設は宿泊者のみならず、すべての登山者等が利用できるようにして下さい。
- (2) 「5（2）② 受益者負担の原則」について

本事業により整備した施設については、利用料金を徴収（受益者負担）することを利用者に明示し、維持管理費に見合った利用料金を設定のうえ実施してください。

なお、補助事業を受け整備済みのし尿処理施設について、し尿の処理方式、処理性能、施設規模、設置箇所など、し尿処理を向上させるための変更となる再整備、また耐用年数超過による著しい劣化に伴う再整備については受益者負担の原則から除外し

補助支援をします。

(3)「5 (2) ④ 自然環境保全上の十分な効果」について

採用する排水・し尿処理方式等については山小屋周辺の自然条件が大きく異なることから、以下の①又は②に該当し、③を満たすものとしています。

- ① 環境省が実施した実証事業により「ETV」のマークが添付されているものであること (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)
- ② メーカー等において実証試験等（山岳等での実証試験に限定しない）が実施されており、山岳地域での効果が期待されること
- ③ 廃棄物をそのまま又は適切な処理を行った上で、山岳地域等外に運搬処理するものであること。

#### 4. 「7 地域協議会」について

地域協議会は、7 (1) 及び (3) のとおり本事業の推薦のほか、山岳環境保全と適正な登山利用に向けた取組の協議等を実施願います。なお、地域協議会の名称に「山岳環境保全対策支援事業」を記載しないこと。

また、既存の協議会等の会則改正などで地域協議会の要件を備えることができる場合には、既存の協議会等を地域協議会としてみなすことができる。

#### 【その他の留意事項】

- (1) 施設の整備に当たっては、自然公園法等の許認可等の見込みや、土地の使用見込みが必要です。事前（年内目途）に許認可機関や土地所有者等と調整願います。
- (2) 整備する環境配慮型排水・し尿処理施設は、浄化槽法その他法令・都道府県条例等の基準を満たすもの。
- (3) 整備する施設（又はこれを含む施設）に抵当権が設定されている場合は、原則として補助対象外となります。本事業実施に必要な資金を借り入れるために抵当権を設定する場合には、交付申請と同時に財産処分の申請が必要となります。
- (4) 整備する施設は適切に維持管理し、機能させなければならず、整備はその見通しのある範囲でなければなりません。
- (5) 整備する施設は安全な構造をもち、通常の雪崩、崖崩れ等でも簡単に消失、破壊しない安全性を有したものでなければなりません。
- (6) 利用者負担の取組が行われている又は行われる見込みである山域における補助事業申請案件は、採択における優先度が上がりますので、応募書類にその旨及び取組の概要を記載してください。

#### 【今後の予定等】

- (1) 本事業は、山岳環境保全対策審査委員会を経て、採択箇所を決定します。
- (2) 本事業の要望内容について不明な点は、事前に聞き取り、追加資料の提出により確認を求めることがあります。